

## 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書及び実施細則 一部改正新旧対照表

### <改正理由>

国の実施要領改正により、令和3年度に初めて収入保険に加入した生産者に限り、1年間特定野菜事業との同時利用が可能となったことから、関係する条文及び様式を改める。

また、令和2年度に生産者補給金を交付したことに伴い、令和3年度から5年度までの新たな業務対象年間を設定する。

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><b>○業務方法書</b></p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(交付予約数量の減少又は解約)</p> <p>第9条 第6条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第2号の2又は第2号の3の申込書を提出して、農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立（成立する見込みを含む）に係り、<u>同時利用の特例の対象外となる場合にあって、交付予約数量の減少又は解約を申込みすることができる。</u></p> <p>2 前項の申込期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日とする。</p> <p>3 本会は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。</p> <p><u>附 則</u><br/><u>この業務方法書は、山形県知事の承認を受け施行する。</u></p> | <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(交付予約数量の減少又は解約)</p> <p>第9条 第6条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第2号の2又は第2号の3の申込書を提出して、農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立（成立する見込みを含む）<u>に係る、交付予約数量の減少又は解約を申込みことができる。</u></p> <p>2 前項の申込期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日とする。</p> <p>3 本会は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p data-bbox="159 172 537 199">別記様式第2号の2（第9条関係）</p> <p data-bbox="248 277 1037 316" style="text-align: center;"><b>特定野菜等価格差補給交付金等交付予約減少申込書</b></p> <p data-bbox="190 387 703 440">公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会<br/>会長理事 殿</p> <p data-bbox="848 507 1095 531" style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="474 564 1059 695" style="text-align: center;">申込者<br/>住 所<br/>共同出荷組織等<br/>代 表 者 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p data-bbox="190 775 1099 916">価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が（※）農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した <u>及び</u> 成立する見込みである、<u>又は同時利用の特例の対象外となるため</u>、第9条第1項の規定に基づき、下記の業務区分に係る交付予約数量を、次のとおり減少したいので申し込みます。</p> <p data-bbox="190 981 463 1098">1 業 務 区 分<br/>（1）対象特定野菜等<br/>（2）対象市場群<br/>（3）対象出荷期間</p> <p data-bbox="190 1161 943 1275">2 交付予約数量（トン）<br/>（1）既申込みの交付予約数量 トン<br/>（2）交付予約数量の減少数量 トン<br/>（3）減少後の交付予約数量（1）－（2） トン</p> <p data-bbox="190 1337 1099 1422">（※）相当規模生産者の場合は「第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」とあるのを削除し、特定相当規模生産者の構成員の場合は「第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」を「構成員が」とする。</p> | <p data-bbox="1234 277 2007 316" style="text-align: center;"><b>特定野菜等価格差補給交付金等交付予約減少申込書</b></p> <p data-bbox="1176 387 1688 440">公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会<br/>会長理事 殿</p> <p data-bbox="1823 507 2069 531" style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="1458 564 2042 695" style="text-align: center;">申込者<br/>住 所<br/>共同出荷組織等<br/>代 表 者 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p data-bbox="1176 775 2085 887">価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が（※）農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した <u>又は</u> 成立する見込みである <u>ため</u>、第9条第1項の規定に基づき、下記の業務区分に係る交付予約数量を、次のとおり減少したいので申し込みます。</p> <p data-bbox="1176 981 1449 1098">1 業 務 区 分<br/>（1）対象特定野菜等<br/>（2）対象市場群<br/>（3）対象出荷期間</p> <p data-bbox="1176 1161 1917 1275">2 交付予約数量（トン）<br/>（1）既申込みの交付予約数量 トン<br/>（2）交付予約数量の減少数量 トン<br/>（3）減少後の交付予約数量（1）－（2） トン</p> <p data-bbox="1176 1337 2085 1422">（※）相当規模生産者の場合は「第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」とあるのを削除し、特定相当規模生産者の構成員の場合は「第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」を「構成員が」とする。</p> |

新

旧

別記様式第2号の3 (第9条関係)

### 特定野菜等価格差補給交付金等の交付に関する契約の解約申込書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会  
会長理事 殿

令和 年 月 日

申込者  
住 所  
共同出荷組織等  
代 表 者

印

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が(※)農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した及び成立する見込みである、又は同時利用の特例の対象外となるため、第9条第1項の規定に基づき、下記の業務区分に係る契約に関して、次のとおり対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間を解約したいので申し込みます。

- 1 解約する業務区分
  - (1) 対象特定野菜等
  - (2) 対象市場群
  - (3) 対象出荷期間

- 2 解約の対象となる対象出荷期間の開始日
  - (1) 年 月 日

(※) 相当規模生産者の場合は「第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」とあるのを削除し、特定相当規模生産者の構成員の場合は「第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」を「構成員が」とする。

### 特定野菜等価格差補給交付金等の交付に関する契約の解約申込書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会  
会長理事 殿

令和 年 月 日

申込者  
住 所  
共同出荷組織等  
代 表 者

印

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が(※)農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、第9条第1項の規定に基づき、下記の業務区分に係る契約に関して、次のとおり対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間を解約したいので申し込みます。

- 1 解約する業務区分
  - (1) 対象特定野菜等
  - (2) 対象市場群
  - (3) 対象出荷期間

- 2 解約の対象となる対象出荷期間の開始日
  - (1) 年 月 日

(※) 相当規模生産者の場合は「第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」とあるのを削除し、特定相当規模生産者の構成員の場合は「第3条第1項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」を「構成員が」とする。

新

旧

○実施細則

別表1

| 業 務 区 分                                       |                |                     | 業 務 対 象 年 間                 | 保証基準<br>価 格<br>(円銭/kg) | 最低基準<br>価 格<br>(円銭/kg) | 資金造成<br>単 価<br>(円銭/kg) |
|---|----------------|---------------------|-----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 対象特定<br>野菜等                                   | 対象市場群          | 対象出荷期間              |                             |                        |                        |                        |
| に<br>ら  | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和3年5月1日から<br>令和5年6月30日まで   | 189.50                 | 130.17<br>(142.00)     | 47.46<br>(37.97)       |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和3年5月1日から<br>令和5年6月30日まで   | 204.00                 | 140.21<br>(152.96)     | 51.03<br>(40.82)       |
|   | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>10月31日まで  | 令和3年7月1日から<br>令和5年10月31日まで  | 313.50                 | 215.43<br>(235.01)     | 78.46<br>(62.77)       |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>10月31日まで  | 令和3年7月1日から<br>令和5年10月31日まで  | 346.50                 | 238.29<br>(259.95)     | 86.57<br>(69.26)       |
| (グリーンアスパラガスに限る)<br>ア<br>ス<br>パ<br>ラ<br>ガ<br>ス | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和3年5月1日から<br>令和5年6月30日まで   | 697.50                 | 479.42<br>(523.00)     | 174.46<br>(139.57)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和3年5月1日から<br>令和5年6月30日まで   | 802.50                 | 551.75<br>(601.91)     | 200.60<br>(160.48)     |
|   | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>9月30日まで   | 令和3年7月1日から<br>令和5年9月30日まで   | 706.50                 | 485.87<br>(530.04)     | 176.50<br>(141.20)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>9月30日まで   | 令和3年7月1日から<br>令和5年9月30日まで   | 749.00                 | 515.12<br>(561.95)     | 187.10<br>(149.68)     |
| 生<br>し<br>い<br>た<br>け                         | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和3年5月1日から<br>令和5年6月30日まで   | 587.50                 | 404.05<br>(440.78)     | 146.76<br>(117.41)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和3年5月1日から<br>令和5年6月30日まで   | 750.00                 | 515.50<br>(562.36)     | 187.60<br>(150.08)     |
|   | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>10月31日まで  | 令和3年7月1日から<br>令和5年10月31日まで  | 614.00                 | 422.13<br>(460.51)     | 153.50<br>(122.80)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>10月31日まで  | 令和3年7月1日から<br>令和5年10月31日まで  | 759.50                 | 522.36<br>(569.85)     | 189.71<br>(151.77)     |
|   | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 11月1日から<br>12月31日まで | 令和3年11月1日から<br>令和5年12月31日まで | 720.50                 | 495.50<br>(540.55)     | 180.00<br>(144.00)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 11月1日から<br>12月31日まで | 令和3年11月1日から<br>令和5年12月31日まで | 856.50                 | 589.04<br>(642.59)     | 213.97<br>(171.18)     |
|   | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 1月1日から<br>4月30日まで   | 令和4年1月1日から<br>令和6年4月30日まで   | 706.00                 | 485.38<br>(529.51)     | 176.50<br>(141.20)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 1月1日から<br>4月30日まで   | 令和4年1月1日から<br>令和6年4月30日まで   | 811.00                 | 557.72<br>(608.42)     | 202.62<br>(162.10)     |

別表1

| 業 務 区 分                                       |                |                     | 業 務 対 象 年 間                 | 保証基準<br>価 格<br>(円銭/kg) | 最低基準<br>価 格<br>(円銭/kg) | 資金造成<br>単 価<br>(円銭/kg) |
|---|----------------|---------------------|-----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 対象特定<br>野菜等                                   | 対象市場群          | 対象出荷期間              |                             |                        |                        |                        |
| に<br>ら  | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和2年5月1日から<br>令和4年6月30日まで   | 189.50                 | 130.17<br>(142.00)     | 47.46<br>(37.97)       |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和2年5月1日から<br>令和4年6月30日まで   | 204.00                 | 140.21<br>(152.96)     | 51.03<br>(40.82)       |
|   | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>10月31日まで  | 令和2年7月1日から<br>令和4年10月31日まで  | 313.50                 | 215.43<br>(235.01)     | 78.46<br>(62.77)       |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>10月31日まで  | 令和2年7月1日から<br>令和4年10月31日まで  | 346.50                 | 238.29<br>(259.95)     | 86.57<br>(69.26)       |
| (グリーンアスパラガスに限る)<br>ア<br>ス<br>パ<br>ラ<br>ガ<br>ス | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和2年5月1日から<br>令和4年6月30日まで   | 697.50                 | 479.42<br>(523.00)     | 174.46<br>(139.57)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和2年5月1日から<br>令和4年6月30日まで   | 802.50                 | 551.75<br>(601.91)     | 200.60<br>(160.48)     |
|   | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>9月30日まで   | 令和2年7月1日から<br>令和4年9月30日まで   | 706.50                 | 485.87<br>(530.04)     | 176.50<br>(141.20)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>9月30日まで   | 令和2年7月1日から<br>令和4年9月30日まで   | 749.00                 | 515.12<br>(561.95)     | 187.10<br>(149.68)     |
| 生<br>し<br>い<br>た<br>け                         | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和2年5月1日から<br>令和4年6月30日まで   | 587.50                 | 404.05<br>(440.78)     | 146.76<br>(117.41)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 5月1日から<br>6月30日まで   | 令和2年5月1日から<br>令和4年6月30日まで   | 750.00                 | 515.50<br>(562.36)     | 187.60<br>(150.08)     |
|   | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>10月31日まで  | 令和2年7月1日から<br>令和4年10月31日まで  | 614.00                 | 422.13<br>(460.51)     | 153.50<br>(122.80)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 7月1日から<br>10月31日まで  | 令和2年7月1日から<br>令和4年10月31日まで  | 759.50                 | 522.36<br>(569.85)     | 189.71<br>(151.77)     |
|   | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 11月1日から<br>12月31日まで | 令和2年11月1日から<br>令和4年12月31日まで | 720.50                 | 495.50<br>(540.55)     | 180.00<br>(144.00)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 11月1日から<br>12月31日まで | 令和2年11月1日から<br>令和4年12月31日まで | 856.50                 | 589.04<br>(642.59)     | 213.97<br>(171.18)     |
|   | 東 北<br>ブ ロ ッ ク | 1月1日から<br>4月30日まで   | 令和3年1月1日から<br>令和5年4月30日まで   | 706.00                 | 485.38<br>(529.51)     | 176.50<br>(141.20)     |
|   | 関 東<br>ブ ロ ッ ク | 1月1日から<br>4月30日まで   | 令和3年1月1日から<br>令和5年4月30日まで   | 811.00                 | 557.72<br>(608.42)     | 202.62<br>(162.10)     |

附 則

この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

